

～練馬区で創業をお考えの方、創業後間もない方へ～
ワンストップ相談による特定創業支援等事業のご案内

事業概要	創業する方または創業後間もない方を行う継続的な支援で、経営、販路開拓、財務、人材育成の知識が全て身につく事業をいいます。 専門家の支援を受け、練馬区から「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明（以下、「証明書」という）」の交付を受けることで、創業に関する優遇措置（P. 4 参照）を受けることができます。		
対象者	練馬区内で創業を考えている方、練馬区内で創業後5年未満の方 （お住まいは練馬区外でもかまいません）		
参加要件	①ワンストップ相談において、1回の講義・相談を概ね2時間程度、継続して6回以上、概ね1か月以上にわたり、経営、販路開拓、財務、人材育成の4つの要件について専門家のアドバイスを受けること ②毎講義後の宿題、およびビジネスプランを提出し、全て添削を受けること ※1日に受けられる支援は1回のみ、1回目の支援から6か月以内にビジネスプランを提出し、全て添削を受けること。		
費用	20,000 円（税込）	定員	各チーム10名（年10チーム実施）
事前準備	オンライン参加環境はご自身でご用意いただきます。（2-②参照のこと）		
支援カリキュラム 【講義各2時間＋個別相談各1時間】 ※全日オンライン開催※	回数	内容	宿題
	第1回 経営 （集団講義）	第1章 起業とは 第2章 アイデアの発想方法 第3章 ビジネスプランの基本 第4章 事業コンセプトとビジネスモデル 第5章 事業形態	事業コンセプトの作成
	第2回 販路開拓 （集団講義）	第1章 マーケティングとは 第2章 ターゲティング 第3章 マーケティングミックス 第4章 販促の具体策	マーケティング計画の作成
	第3回 財務 （集団講義）	第1章 マーケティング計画と売上計画 第2章 損益計画 第3章 損益分岐点 第4章 資金計画 第5章 青色申告と税金	損益計画と資金計画の作成
	第4回 人材育成 （集団講義）	第1章 開業の知識（許認可、保険、法律など） 第2章 開業後のこと（財務分析と資金繰り） 第3章 理念とビジョン 第4章 ビジネスプランの仕上げ方	ビジネスプランの作成
	第5回 （個別相談）	※個別相談は2回を必須とし、 各自ビジネスプランの完成を目指します。	（ビジネスプランの ブラッシュアップ）
	第6回 （個別相談）		

ワンストップ相談の進め方

1 申込・決定	①相談申込	HPよりお申込みいただき、費用をお支払いください。 参加者には「個人情報の取り扱いに関する同意書」をメールで送付します。 署名捺印のうえ、スキャンデータの送付もしくは郵送にてご提出ください。	
	②日程	第1回～第4回は日程表(P.3参照)どおり実施しますので、遅刻・欠席なくお申込みターム内にご参加ください。補講日はありません。第5回・第6回は、個別に担当専門家（中小企業診断士等）と調整して相談日を決定します。	
2 支援の開始から終了まで	①テキスト	参加決定後、講義開催日まで全4回分まとめて送付します。 ※レターパックライト予定。	
		資料名	使い方
		テキスト	創業に必要な知識をまとめてあります。 主に復習にご利用ください。
		レジメ	テキストの内容について要点をまとめてあります。 専門家は主にレジメを使用して、ご説明します。
		宿題（サンプル）	実際の宿題提出はデータ限定となります。
	②参加環境	・本人確認のため、カメラは常時ONの状態、受講者の氏名を明示のうえご参加いただきます。 ・講師からの質問やグループワーク等が予定されています。常に会話のできる環境でご参加ください。（必要に応じてイヤホン・マイク等もご用意ください） ※上記2点を満たせば、スマートフォンでのご参加も可能です。 ・宿題は指定形式（Microsoft Word）のデータでご提出いただきますので、データの編集可能な環境をご準備ください。（2-④参照）	
	③相談の進め方	講義は以下の内容で進めます。 1. 創業に関する知識について説明 2. 説明内容についての疑問点の解決 3. 宿題についての説明	
	④宿題の提出	■提出期限：次回の講義・相談日の2日前（金クラス→水、土クラス→木） （注）宿題の提出が無い場合は、次の講義・相談に参加することができません。 ■テンプレートのダウンロード 練馬ビジネスサポートセンターHPからダウンロードできます。 （注）宿題の受付は指定形式（Microsoft Word）のデータ提出に限ります。 手書きでの提出は受付できません。また、レイアウトが崩れてしまうため、フリーソフトの使用はご遠慮ください。	
3 交付申請書	⑤5回目以降の予約	第5回・第6回は、講義日程中に個別に担当専門家（中小企業診断士等）と調整して相談日を決定します。	
	⑥支援の終了	「ビジネスプラン」の添削が終了すると本支援事業も終了となります。	
	必要書類	特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に関する申請書 ※事業終了後にお渡しします。	
問合せ	証明書の申請先	練馬区経済課庶務係（練馬区役所9階）	
	特定創業支援等事業について	練馬ビジネスサポートセンター 03-6757-2020	
問合せ	証明書発行について	練馬区経済課庶務係 03-5984-2672	

令和4年度ワンストップ相談による特定創業支援等事業 年間日程表（全10ターム）

	申込期間	第1回	第2回	第3回	第4回	第5・6回	証明書発行
5月ターム 10:00～12:00	4/6 正午～4/24	5/7(土)	5/14(土)	5/21(土)	5/28(土)	6月上旬以降※	★証明書の発行は申請後、概ね2～3週間掛かります。
6月ターム 19:00～21:00	4/26 正午～5/26	6/3(金)	6/10(金)	6/17(金)	6/24(金)	7月上旬以降※	
7月ターム 10:00～12:00	6/1 正午～6/22	7/2(土)	7/9(土)	7/16(土)	7/23(土)	8月上旬以降※	
8月ターム 19:00～21:00	7/1 正午～7/27	8/5(金)	8/12(金)	8/19(金)	8/26(金)	9月上旬以降※	
9月ターム 10:00～12:00	(後日公開)	9/3(土)	9/10(土)	9/17(土)	9/24(土)	10月上旬以降※	
11月ターム 19:00～21:00	(後日公開)	11/4(金)	11/11(金)	11/18(金)	11/25(金)	12月上旬以降※	
12月ターム 10:00～12:00	(後日公開)	11/26(土) ※11月開講	12/3(土)	12/10(土)	12/17(土)	1月上旬以降※	
1月ターム 19:00～21:00	(後日公開)	2023/1/6(金)	1/13(金)	1/20(金)	1/27(金)	2月上旬以降※	
2月ターム 10:00～12:00	(後日公開)	2/4(土)	2/11(土) ※祝日	2/18(土)	2/25(土)	3月上旬以降※	
3月ターム 19:00～21:00	(後日公開)	3/3(金)	3/10(金)	3/17(金)	3/24(金)	4月上旬以降※	

※第5・6回（個別相談）、証明書発行の日程はビジネスプラン作成の進捗によって変動します。

《★証明書の発行時期について》

原則、下記のとおりです。

- ・各月1日～10日までに申請書を受領した分 → 当月の20日までに発行
- ・各月11日～20日までに申請書を受領した分 → 当月の30日までに発行
- ・各月21日～31日までに申請書を受領した分 → **次月の10日までに発行**

創業に関する優遇措置に関する注意

- ・練馬区の「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」は本事業の受講者本人名義でのみ発行します（代理人の受講不可）。証明書の名義人以外は優遇措置を受けることはできません。
- ・“練馬区の優遇措置”を受けるには本店所在地・納税地が練馬区であることが必要です。練馬区以外の優遇措置については、当該自治体へお問合せください。

（優遇措置の内容は次頁）

創業に関する優遇措置一覧

優遇措置の内容	対象者	問合せ先
会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減 - 株式会社または合同会社 資本金の 0.7%→0.35% 例：株式会社の最低税額 15 万円→7.5 万円 例：合同会社の最低税額 6 万円→3 万円 - 合名会社または合資会社 1 件につき 6 万円→3 万円	事業を営んでいない個人または事業を開始した日以後 5 年を経過していない個人の方で、練馬区内で会社を設立する予定の方 (既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外)	東京法務局 練馬出張所 電話：03-5971-3681 備考：証明書原本が必要
創業関連保証の特例 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の 6 か月前から利用することが可能	- 事業を営んでいない個人の方 - 新たに会社を設立して創業しようとする方	東京信用保証協会 池袋支店 電話：03-3987-5445 備考：証明書(写し)が必要
日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件の充足 「自己資金に関し、創業資金総額の 10 分の 1 以上を有すること」という要件を満たしたものとみなす	練馬区内で新たに事業開始予定または練馬区内で事業開始後に税務申告を 2 期終えていない方	日本政策金融公庫 池袋支店 電話：03-3983-2131 備考：証明書(写し)が必要
日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能		
東京都「創業融資」の創業支援特例の適用 融資利率を 0.4%優遇	- 事業を営んでいない個人の方 - 新たに会社を設立して創業しようとする方	東京都産業労働局 金融部金融課 電話：03-5320-4877 備考：証明書(写し)が必要
●練馬区産業融資あっせん制度「創業支援特別貸付」の申込要件に該当します。		
●国や東京都の創業に関する補助金・助成事業の申請要件に該当します。		